

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 井出 太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 佐藤洋之助君

理事 福田 喜東君 理事 金子與重郎君

理事 芳賀 貢君 理事 川俣 清音君

秋山 利恭君 小枝 一雄君

佐藤善一郎君 寺島隆太郎君

松岡 俊三君 松山 義雄君

吉川 久衛君 足鹿 寛君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中澤 茂一君 中村 時雄君

安藤 覺君 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 (畜産局長) 大坪 藤市君

委員外の出席者

農林事務官 (農林經濟局組合部長) 谷垣 專一君

農林技官 (畜産局長) 井上 綱雄君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月二十二日

委員小平忠君辭任につき、その補欠として川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員楠美吉君及び松田竹千代君辭任につき、その補欠として町村金五

君及び河野一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員日野吉夫君辭任につき、その補欠として中澤茂一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小枝一雄君の補欠として足立篤郎君が理事に當選した。同日福田喜東君及び川俣清音君が理事に補欠當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

砂利採取法案について通商産業委員會に連合審査會開會申入れの件

日本中央競馬會法案(内閣提出第一二六号)

農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。現在理事が二名欠員となつておりますので、この際その補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、從前通り福田喜東君及び川俣清音君を理事に指名いたします。

次に小枝一雄君より理事を辭任したいとの申出があります。これを許

可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。つきましてはその補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

ば、この際討論を省略してただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。つきましてはその補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、足立篤郎君を理事に指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬會法案を議題といたします。質疑を続行いたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 大分時間がたちましたが、前会に引続きまして残つた問題を質問いたします。

この法律案の中におきまして、国が中央競馬に出資するものは動産、不動産であるわけでありまして、ところが中央競馬を運営するために投票券勘

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬會法案を議題といたします。質疑を続行いたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 大分時間がたちましたが、前会に引続きまして残つた問題を質問いたします。

この法律案の中におきまして、国が中央競馬に出資するものは動産、不動産であるわけでありまして、ところが中央競馬を運営するために投票券勘

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬會法案を議題といたします。質疑を続行いたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 大分時間がたちましたが、前会に引続きまして残つた問題を質問いたします。

この法律案の中におきまして、国が中央競馬に出資するものは動産、不動産であるわけでありまして、ところが中央競馬を運営するために投票券勘

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬會法案を議題といたします。質疑を続行いたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 大分時間がたちましたが、前会に引続きまして残つた問題を質問いたします。

この法律案の中におきまして、国が中央競馬に出資するものは動産、不動産であるわけでありまして、ところが中央競馬を運営するために投票券勘

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本中央競馬會法案を議題といたします。質疑を続行いたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 大分時間がたちましたが、前会に引続きまして残つた問題を質問いたします。

この法律案の中におきまして、国が中央競馬に出資するものは動産、不動産であるわけでありまして、ところが中央競馬を運営するために投票券勘

定業務勘定等におきまして、ただちに現金を必要とするわけでございます。ところがその現金は、本法の第二十四条によりまして、農林大臣の許可を受けて借入れを行うこととなつておりますが、国営競馬は国庫余剰金を使つております。今後はどういふ法律の建前になりますと、市中銀行から借り入れざるを得ない結果に相なつて来るわけですか。そうしますと、その利子負担きゆうくつになると思ひますが、その間の事情を計数的に御説明いただきたく思ひます。

○井上説明員 ただいまのお尋ねでございますが、国庫余剰金を使つておりますのは、年度初めに大体三億ないし四億くらいを使つておるわけでございます。ところで民営団体にいたしました場合には、私どもの見当では、ほほ一億くらいの間金で間に合うのではないかと申上げておることは、從來年度初めに競馬場の賃貸料等を払つておるのであります。今後におきましては民営団体となりますので、そういうこともできかねますので、まず一億くらいの金を借り入れたらよろしかうかと考へるのであります。この一億の借入金で競馬を開催いたしますれば、間もなく収入があるわけでございますので、その収入を充てまして、なるべくすみやかにこの金を返すことにいたしますが、運転資金といつたしまして一億の金を借り入れますれば、当初のつなぎ資金でございます。

午後二時五十二分開議

ますので、大休間に合うのではない
か、そういうふうに考えております。
○福田(喜)委員 一億の借入金を大体
どういう金融機関から借り入れるか、
また一億の借入れをもつて足りるとい
う計数的の根拠を御説明願いたい。

○井上説明員 銀行といたしまして
は、やはり市中銀行より借り入れるこ
とにならうかと思ひます。その市中銀
行といたしましては、大体この競馬か
ら毎日上りますものを銀行に一応預け
ておきまして、ただいまは三菱銀行に
預けておきますが、それを現在では六
日間とめて置ける法律になつておりま
すが、これが法律改正になりまして
も、やはり一週間や十日とめ置き期間
があると思ひますので、今後におきま
しても、ある程度預けることができる
わけで、この市中銀行が預かつてくれ
るものと考えております。

なおただいまの一億円の根拠でござ
います、これは九月に切りかえるこ
とにいたしますと、大体この九月には
東京地区と関西地区が競馬が始まるも
のと思ひますが、大体われ／＼の今の
計画では、中山競馬場と京都競馬場
におきまして、九月十六日ごろから競馬
を開催するのであります。この経費と
いたしましては、中山の二回と、東京
の二回と、京都の二回と、阪神の二回
ということになるわけでございまして
、その総売上額を、中山におきまし
て大体三億の売上を予定いたしてお
ります。それから京都におきまして二
億五千万円の売上を予定をいたしてい
るのであります。御承知のようにそ
れの四分の一を取上げるわけでござ
いますので、この両方のすべり出しの金
でございまして、これから中山にお

きまして一億二千万円の収入があり、
京都におきまして約一億円の収入があ
るわけでございまして、二億二千万
円の収入を当て込みまして、その大
体半分あれば、従来の経費に徴しまし
てさしつかえないかと考えているわけ
であります。

○福田(喜)委員 現行の国営競馬にお
きましては、昭和二十七年の売得金額
は大体九十一億六千万円でありまし
て、一般会計の繰入金額は九億二千万
円でありました。その比率をとつてみま
すと、一割八厘くらいになると思ひま
す。昭和二十八年度は、売得金額が百
十一億四千五百万円に對して、一般会
計への繰入金額は十三億三千万円に
あつて、その比率は一一・六%となつ
ております。しかるに今後中央競馬會
は、国庫に對して売得金の百分の十を
納付することとなるが、現行国営競馬
の場合に比べて、わずかに軽減されて
おりますが、大体ほとんど差異がない
と言つてもいいのでございまして。以上
の事情でございまして、今後中央競
馬會は、今日までの政府委員の方々の
御答弁によりまして、人件費のベ
ース・アップ、設備の減価償却の計上、
それから利子負担というような問題が
続々と出て来るわけですから、そうす
ると、新たに發生する経営上の、今申し
上げましたような要因のために、經理
面において著しい困難が發生するのでは
ないかと私どもは思ひますが、今後
はたしてこういう姿に於いて、中央競
馬會はいわゆる健全なる発展が期待で
きるかどうか。そこで中央競馬會の今
後の經理上の見通しはどうなるかとい
うことを、おおよその数字をもつて御説
明願いたいと思ひのであります。

○井上説明員 お尋ねでございませ
うが、二十九年度に於いては、現在
認められました予算で、発売金の総額
を百三十七億三千四百九十五万一千円
と見ておるわけでありまして、その収入
と、そのほかに入場料、登録料、土地
建物賃料、馬券、その他の収入を合
計いたしまして、二十九年度の歳入合
計は三十六億三千八百万円を大体考
えております。それから支出といたしま
しては、人件費、積立金、開催費、施
行の経費、新営修繕費、その他研究費
とかいろいろありますが、大体二十二
億八千七百万円と考へておるわけであ
ります。そういったと、差引十三
億五千百万円というものが政府の収入
金になるように考へておるのでありま
して、差引額の売得金に對する率を出
してみますと、九・八五%になるわ
けであります。これはごく大まかな計
算になつておるわけでありまして、今
申し上げます通り、支出予算といたし
まして從來ないいろいろものを考へ
ました結果こういうことになるのであ
ります。なおこの支出予算のうち
で、相当切り詰めて行ける面もあると
考へますので、一割程度の政府納付金
を出しまして、この經理はやつて行
けるだらう。なおまた今後の見通しと
いたしましては、民間の団体になれ
ば、現在の政府のやり方よりも融通性
のある経営ができれば、一割
程度の政府納付金を納めましてやつ
て行けるだらうと考へております。

○福田(喜)委員 ただいま井上部長か
らのお話によりますと、民間団体にな
れば、国家機関でやるよりも融通性の
きく面がある、人件費も切り詰める
という点ですが、これはおおよそ想
像されるところはどういう点でござい
ますか。

○井上説明員 こまかい点になるかも
しれません、人件費等考へてみま
すと、ただいまの場合では土曜、日曜
の開催で、旅費規程によりまして途中
で帰つて来る往復の旅費等が出ません
ので、やむを得ず一箇月間にわたつ
て、相当長い間の滞在を余儀なくされ
るわけでありまして、われ／＼の考へ方
によりまして、開催手当がある程度支
給いたしますれば、これらのむだな金
はある程度防ぎ得るのではないと思
ひます。これは個々の場合については
割に小さい問題でございまして、年間
の総額にいたしましては、相当大きな
ものになるのではないと思ひます。そ
れから施設その他の面にいたしまして
も、ただいまでは予算の関係で相当大
破するに至らなければ手がつけられな
いような予算になつておるわけでござ
います。これも予算がございまして、
大破に至らない間に適時修繕が可
能だというわけで、ある程度の節約が
できるのではないかと。さらにまた開催
費の面でございまして、たとえば人夫
賃等にいたしまして、現在は単価が
きまつておりますために、勢い人数を
よけい使ふようなことになりまして、
これは現在の単価を増額することによ
つて人数を締めて行けば、ある程度の
単価を上げさせることができまして、
この点でも若干のゆとりが出て来る
のではないかと。これは個々の場合で
は、ケースといたしましては相当小さ
いのでございまして、一年間の
経営からいたしますと、相当歴大な金
額になります。さしあたりお尋ねでこ

ざいますから申し上げますが、そうい
う点で若干のゆとりができるのじやな
いか、こういうふうに考へておりま
す。

○福田(喜)委員 ただいまの御説明に
よりまして、民間に移された場合に、国
營の場合に比べて經理面において節約
し得る部分を示されたわけですが、滞
在費の問題、旅費の問題あるいは修繕
費——国營の場合におきましては、修
繕費は融通がきかなかつたけれども、
民間機関に移す場合にはそれが随時随
所に、大破せざる前にできる、こうい
うことがございまして、これは今まで
の國營のときでも、現在の法規のもと
でやろうと思へばできる事柄ではな
からうかと私は思ふ。それから開催費、
人件費の点、これも現在の法規のもと
において、あながち不可能なことでは
ないわけですが、こういうものがかり
に節約し得る、随時随所に民間機関の
機動性を發揮してこれができたとして
も、人件費のベース・アップと設備に
對する減価償却費の計上あるいは借入
金に對する利子負担等、新たに發生す
る經理上の要因の方がむしろ大きく
て、こういう余裕が、今指摘されたよ
うな数字がはたして出て来るかどう
か、非常に疑いなきを得ないわけで
す。はたしてそういうことは可能で
ございませうか。

○井上説明員 今例示いたしましたの
は、ささいなこととおりになると思
ひますが、これはまた後日数字をあ
げて御説明申し上げたいと思ひます。今
の國營競馬の場合でもできるというお
話は、絶対にできないとは申し上げか
ねるのでございまして、私の考へて
は、旅費規程等によつて縛られてお

範囲で、そういつては何ですが、出さ
ないでもない場合もあり得るという考
え方になるわけでございます。これは
出さぬでもいいじゃないかとおつしや
ればその通りでございます。しかし旅
費規程があればその通り出さなければ
ならぬというのが現状でございます。

さりとて競馬の業態といたしまして
は、ある時期にたくさん人間がいり
ますが、それが過ぎますと、それだけ
の人間はいらない。すぐ帰還を命じて
もさしつかえないわけでありませう
けれども、取扱いが簡単にならなく行
かないといったようなことを申し上げて
おる次第であります。別に反駁してお
るわけではございませんが、大体民間
事業に比べて、いろんな面でやりにく
いところがあり、むだな金が使われて
おると感じられる節が、こまかいこと
でいろいろあるわけでございます。こ
れを寄せ集めますと、おそらく相当な
金額が出ますので、民間団体になりま
しても決して楽ではございませんが、
待遇改善等をいたしても、現在より
も若干余裕のできるような経営が可
能ではないか。これは民間になれば、
従業員は非常に待遇改善になるとか、
騎手も調教師も非常によくなるとい
つたような期待も相当あると思ひます。

しかしこの事業の本体といたしまし
て、そういうわけにも行きませんが、
現在あるいは現在よりも少し上まわつ
た程度の運営が可能である。先生の御
心配になるような点は、今後経費の節
約の面で、この団体が堅実に運営がで
きますならば、十分やれるかどうかと
いう御質問でございますので、やり得
る、私はそういうふうに考えておりま
す。

○福田(喜)委員 井上説明員があつさ
り御答弁になりましたので、私は実は
この点非常に疑問があるわけですが、
これ以上追究いたしません。

次に二十五条に移りますが、競馬会
はその余剰金を金融機関に預け入れ、
または有価証券の保有をなし得ること
となつておりますが、この運用面につ
きまして、畜産金融とか農業金融に役
立ち得るような方法で運用されること
が私は望ましいことと思うのでありま
すが、政府はかかる指導方針をとる意
思があるかどうか。これは平野政務次
官にお聞きしたいと思ひます。

○平野政府委員 有価証券等の運用に
関する点でございますが、これは政府
関係の機関等で利用することはどう
か、こういうお尋ねと存じますけれど
も、趣旨といたしましては少しもさし
つかえないと考えるものであります。
ただ従来の競馬運営の面から申しまし
て、相当研究を要する事項だと考えま
すが、こういうふうにするのが競馬
会のためにもまた政府としても適當で
あるという場合におきましては、好ま
しいことと思うわけであります。十
分研究をいたしたいと存じます。

○福田(喜)委員 こういう金融機関の
預け入れまたは有価証券の保有に関し
て、冒頭の提案理由の中で述べられま
したように、農業金融なんかなく畜産
金融に役立ち得るような資金の運用を
なさる方針であるか、そういう指導方
針をもつて政府は臨まれるかどうか、
ということをお聞きしたいと思います。

○平野政府委員 たとえばお話は、農
林中金に預託をして畜産資金の方にま
わす、こういうような場合をさすかと

存するのでありますが、これは非常に
好ましいことでございまして、今回こ
の法案が成立いたしましたして、民間の特
殊法人というような形においてするわ
けであります。実質におきまして
は、政府の厳重な監督下にあるわけで
ありますから、本質的には従来とさし
たるかわりはないことになるかと思
うのであります。従いましてその中央競
馬会の余剰金の運用につきましては、
できるだけこれをやはり国家の目的に
合致する、特にこの競馬法案の目的で
あります畜産振興に資することは非
常にけっこうでございますので、政府
の関係機関等においてこれを運用する
という場合におきましては何ら損失の
心配ということはないわけでございま
すから、できるだけそういう方面に活
用することは、むしろ必要であるとき
えも考えるわけであります。その点
慎重に研究いたしまして、善処をいた
したいと存じます。

○井出委員長 暫時休憩いたします。
午後三時十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕
農林漁業組合連合会整備促進法の一
部を改正する法律案(足立篤郎君外
十名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局